

報告第2号

専決処分事項の報告について（愛西市個人情報保護条例の一部を改正する条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、「愛西市個人情報保護条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



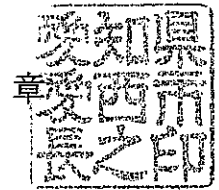
専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分
する。

令和4年1月25日

愛西市長 日 永 貴



愛西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛西市個人情報保護条例（平成21年愛西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。